

第5次南知多町庁内環境保全率先実行計画

令和3年4月

南 知 多 町

第5次南知多町庁内環境保全率先実行計画

【地球温暖化対策実行計画・庁内環境保全率先実行計画】

《 目 次 》

第1章 計画の基本的事項

1	計画の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の範囲	2

第2章 具体的な取組み内容及び目標

1	具体的な取組み内容	3
2	具体的な目標	7
(1)	具体的な目標	7
(2)	温室効果ガスの総排出量の目標	8

第3章 計画の推進にあたって

9

第5次南知多町庁内環境保全率先実行計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）として策定するものである。南知多町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

この実行計画策定の背景には、今日の環境問題における地球温暖化やオゾン層の破壊、資源の枯渇等が地球規模で発生していることも一因となっています。私たちは、日常生活や事業活動に起因する環境への負荷の増大によるこれらの環境問題のほとんどが、特定の団体や事業者の活動によってのみもたらされているものではないことを再認識する必要があります。

また、公共施設の整備や日常業務において自らが大規模な消費者・事業者であるという認識に立ち、物品の購入や使用、その他の事務事業に際し、環境保全に係る取組を積極的に推進して行く立場にならなければなりません。町民や事業者に自主的、積極的な取組を期待するに当たっては、まず組織として、本町の事務及び事業に携わる職員自らが率先して環境に配慮した取組を実施し、模範を示すとともに事業者としての環境負荷を軽減することが重要となります。

本町では、平成28年4月に第4次実行計画を策定し、町が排出する二酸化炭素（CO₂）の総排出量、資源エネルギーの使用（電気使用量等）及び廃棄物の排出（可燃ごみの排出量等）について、令和2年度までの5年間に5%削減することなどを具体的な目標に掲げ、環境負荷の軽減に向けた取組を進めてきました。

そこで、本計画では平成28年度策定の第4次実行計画を見直し、本町職員が日常業務の中で環境に配慮した行動を行うための基準を示し、第5次実行計画を策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、基準年度を令和元年度とし、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。目標年度については、令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 計画の範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外とするが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実行するよう要請する。

第2章 具体的な取組み内容及び目標

1 具体的な取組み内容

取組項目	取組事項	具体的な行動・活動
1 物品の購入に関する取組	(1) 紙製品の購入	<p>①印刷・情報用紙は、「印刷・情報用紙」購入ガイドラインに基づき、用途に応じてできるだけ環境への負荷の少ない製品を購入する。</p> <p>②紙製品、印刷物等は「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格のBランク以上を基準とし、仕様書に明記する。</p> <p>③印刷物、用紙類等は再生することを想定し、プラスチックコーティングなどの特殊コーティングがされていないものとする。</p> <p>④トイレットペーパー、ティッシュペーパー等は、原料が古紙 100%の製品を購入する。</p>
	(2) 事務用品の購入	<p>①廃木材、間伐材、廃プラスチック等の再生材料から作られた製品を購入する。</p> <p>②グリーン購入法適合品や、エコマーク等環境ラベルのついた製品を購入する。</p> <p>③納入にあたり過剰包装にならないよう業者に要請する。</p> <p>④使用後は、リサイクルしやすい又はできる製品を購入する。</p> <p>⑤使い捨て製品の購入はさけ、又は使用しない。</p>
	(3) 事務機器、電気製品の購入	<p>①OA機器は省エネ及びリサイクルが可能で環境への負荷の少ないものとする。</p> <p>②電化製品は省エネ及びリサイクルが可能で環境への負荷の少ないものとする。</p>

2 自動車に関する取組	(1) 次世代自動車の計画的導入	①次世代自動車（燃料電池自動車（F C V）・電気自動車（E V）・プラグインハイブリット自動車（P H V）・ハイブリット自動車（H V）・天然ガス自動車（C N G）等）を計画的に導入する。
	(2) 公用車の利用合理化	①環境に配慮したエコドライブに努める。 ②法定点検以外に定期的な車の整備、タイヤ空気圧調整等を励行する。 ③行き先が近距離の場合は、徒歩又は自転車利用を励行する。 ④公用車の適正利用、適正台数に努める。
	(2) 自動車の利用の自粛	①勤務地に近距離の職員は、徒歩又は自転車利用を励行する。 ②マイカー使用の自粛を励行する。
3 庁舎、施設の管理に関する取組	(1) 省エネルギーの推進	①事務室等の室内温度は、冷房 28°C 暖房 20°C を目安に設定管理する。 ②昼休み中及び時間外勤務時は、必要な照明のみを点灯し、使っていないOA機器等の電源は切る。 ③執務時間中、必要としない照明は消灯又は一部消灯とする。 ④OA機器、複写機、照明器具等は、随時省エネ型に更新する。 ⑤ガス給湯器の種火は、必要時以外は消しておく。 ⑥ブラインド、カーテンの有効利用により、室内の明るさ、室温を調整する。 ⑦夏涼しく、冬暖かな服装で勤務する。夏季においては「さわやかエコストイルキャンペーン」運動を実施する。 ⑧ノー残業デー（毎週水曜日）を実施し、定時の消灯・空調オフを徹底する。 ⑨職員のエレベーター利用を控え、階段の利用を徹底する。

		⑩電気製品のコンセントは、退庁時に抜き、待機電力削減に努める。
(2) 水道水の節水		<p>①水道の流しつばなし防止を徹底し、節水に関する意識の向上を図り、日常的な節水の徹底に努める。</p> <p>②水栓に節水コマを取り付ける。</p>
(3) 紙類の使用削減		<p>①両面印刷、両面コピーを徹底し、使用枚数の削減をする。</p> <p>②会議資料の簡素化、縮小化、資料の共用化に努め、資料持ち帰り用封筒の配布削減に努める。</p> <p>③庁内回覧文書については、必要最小限にする。</p> <p>④使用済みの紙をメモ用紙等に活用する。</p> <p>⑤試し刷り、個人用資料、内部会議資料等は、片面印刷済用紙を積極的に使用する。</p> <p>⑥パソコン、タブレット端末を使用するなど、事務のペーパーレス化を徹底する。</p>
(4) ごみの減量化、リサイクルの推進		<p>①事務用品は、大切に使用し節約に努める。</p> <p>②使用済み封筒は、再利用する。また、再利用後は分別しリサイクルに努める。</p> <p>③コピー機、プリンターのカートリッジを回収し、リサイクルに努める。</p> <p>④詰め替え可能な製品を積極的に利用し、廃棄物を減らし、製品の長期使用に努める。</p> <p>⑤庁内、庁外施設において、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、かん等の分別を徹底し、リサイクルに努める。</p> <p>⑥未使用等の事務用品を回収し、配布、再利用する。</p>

		<p>⑦資料、カタログ類は必要なもの以外は受け取らないよう努める。</p> <p>⑧私物ごみは持ち帰る。</p>
	(5) 化学物質の適正管理及び処理	<p>①廃棄する公用車、電化製品等の特定フロンを適切に回収、処理されるよう配慮する。</p>
	(6) 緑化、美化の推進	<p>①公共施設の緑化を推進し、美化に努める。</p>
4 土木・建築等公共工事に関する取組	(1) 事業の構想、計画段階からの環境保全への配慮	<p>①事業対象地区周辺の環境への配慮、負荷の低減に努める。</p> <p>②騒音、振動等公害の発生を極力抑制し周辺環境への配慮に努める。</p> <p>③建設する施設周辺の緑化に努める。</p>
	(2) 再生品等の利用	<p>①アスファルト、コンクリートの建設廃材の再生路盤材、再生骨材の使用拡大に努める。</p> <p>②間伐材の利用が促進できるよう努める。</p>
	(3) 使用材の制限	<p>①コンクリート型枠（木材）は、熱帯木材を極力使用しないように努める。</p>
	(4) 建設廃棄物の適正処理	<p>①工事発注仕様書で、適正なリサイクル処理先の明示をするように努める。</p> <p>②廃棄物処理計画書の提出を指示する。</p> <p>③発生土を抑制し、現場間での有効利用に努める。</p>
	(5) 省エネ設備の推進	<p>①省エネ型の空調設備、照明器具（LED）の採用、断熱（高断熱ガラス、断熱塗料等）、通風に配慮した構造設計に努める。</p>
	(6) 再利用、合理化の推進	<p>①処理水の有効利用、合理化に努める。</p> <p>②水循環使用設備の整備に努める。</p>
	(7) クリーンエネルギーの利用	<p>①太陽光、風力発電設備等の活用、利用を検討する。</p> <p>②雨水利用設備の導入について検討する。</p>

	(8) 燃料の抑制	①燃焼設備は、環境への負荷の少ないものに努める。
--	-----------	--------------------------

2 具体的な目標

(1) 具体的な目標

区分		基準年度実績(R1)	令和7年度目標
物品の購入	コピー用紙、印刷用紙	古紙配合率 100% 白色度 70%以下	古紙配合率 100% 白色度 70%以下 ※グリーン購入法適合製品であること
	次世代自動車の導入	2台 (保有台数47台)	5.0%以上
資源エネルギーの使用	電気使用量	650,382kwh/年	9.2%削減
	ガス使用量	6,613 m ³ /年	14.6%削減
	水道使用量	10,245 m ³ /年	5.0%削減
	燃料使用量	21,213ℓ/年	4.1%削減
	コピー・印刷用紙使用量 (A4換算)	2,265,250枚/年	20.7%削減
廃棄物の排出	可燃ごみ	5,126 kg/年	5.0%削減
	不燃ごみ	3,224 kg/年	17.5%削減

※適合製品の調達が難しい場合は、グリーン購入法適合製品であることとする。

(2) 温室効果ガスの総排出量の目標

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち、下記の3種類を対象とする。

温 室 効 果 ガ ス	基 準 年 度 実 績 (R1)	令 和 7 年 度 目 標
二酸化炭素 (C O ₂)	413,277kg	9.1%削減
メタン (C H ₄)	5.14kg-CH ₄	10.9%削減
一酸化二窒素 (N ₂ O)	6.20kg-N ₂ O	5.0%削減
ハイドロフルオロカーボン (H F C)	—	—
パーフルオロカーボン (P F C)	—	—
六フッ化硫黄 (S F ₆)	—	—

令和元年度実績は、法に基づく排出係数を乗じて排出量を算定。

温室効果ガス (H F C、P F C、S F₆) の取扱い

①ハイドロフルオロカーボン (H F C)

封入製品の廃棄、カーエアコン（公用車）の使用台数により温室効果ガスの総排出量を算定。封入製品及びカーエアコンの廃棄にあたっては、回収業者に指示し、適正に処理するため、削減目標として設定しない。

②パーフルオロカーボン (P F C)

ハイドロフルオロカーボン (H F C) と同様、事故及び廃棄による排出量の算定となるため、削減目標を設定しない。

なお、封入製品の廃棄にあたっては、回収業者に指示し適正処理に努める。

③六フッ化硫黄 (S F₆)

現在、封入された電気機械器具はないため、削減目標として設定しない。

なお、封入された電気機械器具を取得使用後の廃棄にあたっては、回収業者に指示し適正処理に努める。

第3章 計画の推進にあたって

- 1 職員は、この計画の趣旨を尊重し、環境保全の活動について積極的な取組をする。
- 2 各課等に推進員を置き、進行状況等を取りまとめ、点検結果を評価し、計画の継続的な推進をする。
- 3 進行状況の点検結果や省エネ、温室効果ガスに関する技術の普及状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しをする。
- 4 職員一人ひとりが環境への関わりについて理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進することのできるような研修を計画的に実施する。
- 5 計画の実施状況については、年1回、町広報誌やホームページ等で公表する。